

一般社団法人茅野市訪問看護センター
指定訪問看護事業及び指定介護予防指定訪問看護事業運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第21条、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第73条及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)の規定に基づき、一般社団法人茅野市訪問看護センターが設置する訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護事業の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(訪問看護ステーションの設置)

第2条 指定訪問看護事業を行うため次の訪問看護ステーションを設置する。

- (1) 名称 訪問看護ステーションりんどう
- (2) 所在地 茅野市塚原二丁目5番45号

(事業の目的)

第3条 指定訪問看護事業は、疾病、負傷等により、介護保険法・医療法等の関係法令に伴う訪問看護(以下、「訪問看護」という。)が必要であると主治医が認めた者(以下「利用者」という。)に対して、ステーションの看護職員(保健師、看護師又は准看護師)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が看護サービスを提供し、もって利用者が住みなれた地域社会や家庭で安心して療養ができるように支援を行うことを目的とする。

(運営方針)

第4条 指定訪問看護事業は、利用者の生活の質の確保に資する見地から、利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能回復又利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことを目指すものとする。

- 2 指定訪問看護事業を運営するに当たっては、ステーション職員間及び地域との結びつきを重視し、他の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。
- 3 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、ステーション職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(運営委員会)

第5条 指定訪問看護事業の円滑な推進と看護の向上を図るため、訪問看護ステーション運営委員会を設置する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者はステーション職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- (3) 看護職員等：理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数
訪問看護計画書及び報告書は看護職員と連携し作成し訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

- (4) 事務職員 常勤1名以上 非常勤 相当数

事務職員は、必要な事務を行う。

- 2 看護職員等は、訪問看護の業務に従事するときには、訪問看護ステーション職員証（様式第1号）を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、これを掲示しなくてはならない。

（営業日及び営業時間）

第7条 営業日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 3 主治医の指示その他利用者の要望等があるものについては、営業日又は営業時間以外であっても訪問看護を行う。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供の開始に当たっては、利用者の健康状態及び病状の経過、看護の目標・内容及び具体的方法、その他療養上必要な事項について利用者又はその家族等に説明を行い、理解を得なければならない。

- 2 主治医が発行する訪問看護指示書及び介護予防訪問看護指示書並びに指定居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づいた訪問看護計画書及び地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画に基づいた介護予防訪問看護計画書により、ステーション職員間、保健・医療・福祉との連携をとりながら実施するものとする。

- 3 訪問看護に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者の病状及び心身の状態に応じた適切な訪問看護を行うよう努めるものとする。

（訪問看護の内容）

第9条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状の観察

- (2) 清拭及び洗髪

- (3) 褥瘡の処置

- (4) 体位の交換

- (5) カテーテル等の管理

- (6) リハビリテーション

- (7) 口腔衛生指導

- (8) 食事及び排泄の介助

- (9) 服薬指導

- (10) ターミナルケア

- (11) 利用者及び家族への療養上の指導

- (12) その他主治医の指示によるもの

（衛生管理等）

第10条 ステーションは、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、ステーション職員に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、ステーション職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的実施する。

3 ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 看護職員等は、訪問看護中に利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡して必要な処置を講じなければならない。

2 看護職員等は、夜間、休日等において利用者の病状急変の知らせがあった場合には、速やかに主治医に連絡し、その指示に従って適切な措置を講ずるものとする。

3 看護職員等は、前項の措置を講じた場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

(利用料の徴収)

第12条 ステーションの利用者は、別表に掲げる利用料を納付しなければならない。

(利用料の減免)

第13条 管理者は、災害等、特に必要があると認めるときは、前条の利用料を減免することができる。

(通常の指定訪問看護事業の実施地域)

第14条 通常の指定訪問看護事業を行う地域は、次のとおりとする。

茅野市、原村、諏訪市の一部

(事業計画、財務内容等の閲覧)

第15条 事業計画、財務内容等は、何人も当ステーションにおいて執務時間中、その閲覧を請求することができる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果についてステーション職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 ステーションは、サービス提供中に、看護職員等又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第17条 ステーションは、そのステーション職員、設備、備品及び会計に関する記録の整備をしておかななければならない。

2 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、そ

の完結の日から2年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (4) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(業務継続計画の策定等)

第18条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、ステーション職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年3月7日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和1年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区 分	利用料の額		
	(1) 健康保険法第88条第4項及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条4項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額 (2) 介護保険法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定して得た費用の額から、居宅支援サービス費として支給される額に相当する額を控除した額 (3) 介護保険法第53条第1項に規定する介護予防被保険者にあつては同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定して得た費用の額から、予防支援サービス費として支給される額に相当する額を控除した額		
長時間利用料	30分ごとに500円		
交 通 費	通常の事業実施区域を越える場合は、1回につき250円徴収		
死 後 の 処 置	通常時間帯	8：00～18：00	12,643円
	早 朝	6：00～8：00	15,143円
	夜 間	18：00～22：00	15,143円
	深 夜	22：00～6：00	17,643円
	(以上に係る材料費及び消費税込みとする)		
その他の利用料	実費相当額		

(指定訪問看護の場合)

時 間 外 利 用 料	早朝・夜間	1時間まで1,000円 1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算する
	深夜	午後10時から翌日の午前6時までの間は、1回2時間まで1,500円 2時間を越える30分ごと1,000円
	休日	1時間まで1,000円 1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算する

備考

- この表にいう「長時間利用料」とは、第7条第2項に規定する営業時間内において2時間を超えて利用する場合に、基本利用料に加算する利用料をいう。
- この表にいう「時間外利用料」とは、第7条第2項に規定する営業時間外又は同条第1項に規定する休業日において利用する場合に、基本利用料に加算する利用料をいう。
- この表にいう「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金をいう。
- この表にいう「その他の料金」とは、日常生活上必要な物品の使用に係る利用料をいう。

表面

第 号
訪問看護ステーション看護職員証
氏 名
生年月日 昭和 年 月 日生
上記の者は一般社団法人茅野市訪問看護センター訪問看護ステーションりんどうの看護職員であることを証する。
令和 年 月 日
一般社団法人茅野市訪問看護センター
理事長 今井 敦

裏面

1 この証票は、一般社団法人茅野市訪問看護センター訪問看護ステーションりんどうの看護職員の身分を証明するものである。
2 この証票は、関係人の請求があったときには、これを提示しなければならない。
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 一般社団法人茅野市訪問看護センター訪問看護ステーションりんどうの看護職員の身分を失ったときは、直ちに理事長に返還しなければならない。